

「海外富裕層旅行者の誘客促進事業」業務委託基本仕様書（案）
（東北6県・仙台市連携事業）

1 目的

2019年の訪日外国人旅行消費額が4兆8千億円（速報値）を超えるなど、観光が日本の経済成長の主要産業になりつつある中で、東北においてもその効果を最大限に取り込んでいくためには、外国人旅行者の誘客はもとより、滞在日数や消費額の拡大を図る必要がある。

このため、富裕層を対象とした前年度事業の成果を踏まえ、ゴールデンルート等と組み合わせた訪日富裕層旅行者の「セカンドデスティネーション」として東北の認知度を高めるとともに、富裕層向け旅行会社における商品造成の支援や富裕層向け商談会への参加等により、富裕層旅行者の誘客促進を図る。

なお、本事業は東北6県及び仙台市による広域連携事業である。

※1 本事業における富裕層

世帯年収3,000万円以上の世帯層とする。（観光庁の訪日外国人消費動向調査等を踏まえて設定）なお、富裕層の旅行形態として、FITのほか、インセンティブツアー（団体による報奨旅行）等も想定している。

※2 本事業のターゲット国

英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、中国

2 履行期限

契約締結の日から令和3年3月15日（月）まで

3 業務内容

（1）富裕層向け旅行商品の造成支援等

① FAMトリップの実施

ターゲット国のうち欧米エリアの訪日富裕層向け旅行会社等（10社）の旅行商品造成担当者等によるFAMトリップを実施し、東北への誘客を図ること。

② 富裕層向け国内旅行会社、コンシェルジュ協会等関係者による視察等の実施

ターゲット国の訪日富裕層旅行者に対応した実績を持つ日本国内の訪日富裕層向け旅行会社（ランドオペレーター機能を有する会社が望ましい）およびコンシェルジュ組織等の関係者（10人）による視察を行うとともに、視察行程に意見交換の場を設け、視察先を含めた富裕層旅行者の受入環境に関する課題や意見等を聴取することにより、参加者間の関係構築や東北への誘客を図ること。

③ セールスコールの実施

ターゲット国のうち欧州の訪日富裕層向け旅行会社等（6社）に対して旅行商品造成に向けたセールスコールを実施すること。

(2) 富裕層旅行向け商談会への参加等

ILTMに出展し、富裕層旅行を取り扱う旅行業界関係者との商談(30社)により、東北への旅行商品造成を支援するとともに、東北の認知度向上を図ること。なお、出展するILTM会場は第一候補をカンヌ(フランス)会場とすること。

(3) 富裕層向けメディア等の活用等

① 富裕層向けインフルエンサー等を活用した情報発信

新たな旅行先や観光資源等をSNSで発信するなど、欧米エリアの富裕層旅行者に影響力を持つインフルエンサー(1人)の招請を実施し、東北の情報発信を図ること。

② パンフレットを活用した情報発信

東京オリンピック・パラリンピック期間等における東京都内の情報発信拠点等を中心に、前年度事業で制作した富裕層旅行向けパンフレットを配置するなど、東北の情報発信を図ること。

(4) 富裕層向け体験型プログラム造成等

2021年以降の持続的な東北への需要喚起を図るため、富裕層旅行者が満足する体験型プログラムの造成に向け、東北6県でワークショップ(6回)を開催すること。また、地域関係者の意向や素材のポテンシャル等を踏まえ、実現可能性が高いプログラムについて磨き上げを行うための会議を適宜開催すること。

(5) 富裕層マーケット報告会の開催等

前年度事業の富裕層マーケットに関する調査等により把握した富裕層旅行者のニーズ等を域内で共有し地域関係者の理解を促進するため、関係機関と連携しながら報告会(2回)を開催し、受入態勢の強化を図ること。

(6) 相乗効果が期待できる独自の提案

上記の業務に加え海外富裕層の入込拡大に繋がる独自の提案を行うこと。なお、提案にあたっては、他の観光復興対策交付金事業や地域の観光資源を活用したプロモーション事業等との関連性を考慮すること。

(7) その他

本事業におけるプロモーション実施時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。

4 委託業務の基本方針

(1) 本業務を円滑に遂行するため、東北6県、仙台市ならびに東北観光推進機構と連携するとともに、適宜説明・連絡調整を行うこと。

(2) 業務の実施状況や定量的成果について毎月1回以上報告を行い、協議内容を踏まえた最適な事業展開を図ること。

5 契約に関する条件等

(1) 成果物の納入

事業報告書と事業報告書概要版を、紙媒体および電子データにて令和3年3月15日(月)までに作成し提出すること。

(2) 成果物の利用(二次利用等)

本業務による成果又は成果物の著作権は東北6県および仙台市に帰属するものとし、各県市は本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲および各県市が認める場合において、随時利用できるものとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

6 その他

仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。

《業務の補足説明》

【事業に係る調整・手配等について】

- 1 FAM トリップ、視察、セールスコール、商談会出展等に関する手続きおよび諸調整を行うこと。
- 2 FAM トリップ、セールスコール、商談会出展等においては通訳（国際会議等での通訳経験がある等通訳能力に長け、かつ東北の観光に関する知識が豊富な者が望ましい）、視察、FAM トリップ等においてはガイド（説明能力に長け、対象となる観光スポットやコンテンツ等に対する知識が豊富な者）をそれぞれ手配し、当該通訳およびガイドに要する経費（交通費、宿泊費、食事代、施設利用料等）を計上すること。

【視察、FAM トリップについて】

- 1 コースは原則、東北域内の周遊コースとすること。なお、行程等に関しては事前に十分な打合せを行い、各州市の意見等を反映させること。
- 2 行程は東北域内で4泊以上とすること。
- 3 交通手段（ジャンボタクシー等の借り上げ車両）を手配すること。
- 4 宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでの Wi-Fi が利用可能などとする。また、原則一人一部屋とすること。
- 5 宿泊先は、2019 年度事業で作成したモデルコース等を踏まえ、富裕層向けの施設を1か所以上選定すること。
- 6 被招請者の安全を確保し、不測の事態を避けるため、あらゆる可能性を考慮しつつ手配業務を行うこと。
- 7 参加者に対してアンケートを実施し、分析した内容を関係者に共有・フィードバックするとともに本事業に活かすこと。なお、FAM 等では参加者に SNS による情報発信を行ってもらうよう促すこと。
- 8 FAM トリップに係る旅行費用および宿泊費用については、海外拠点空港等から日本国内視察行程を経て再び海外拠点空港等に戻るまでの旅行を手配し、渡航費および日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- 9 FAM トリップ参加者等に対しては当該事業に係る旅行傷害保険を手配し、必要な経費を計上すること。
- 10 観光施設等見学費および添乗員経費を計上し、その際、事前に施設等の撮影許可および見学費等の調整を行うこと。事業への理解等が得られる施設等の協力を踏まえた提案が望ましい。

【セールスコールについて】

- 1 ILTM 出展の機会を活用して実施するなど、効率的な実施に配慮すること。
- 2 対象となる旅行会社等については、FAM トリップならびに商談会出展等の一連の事業との関連性に留意し、選定・連絡・調整を行うこと。
- 3 交通手段（ジャンボタクシー等の借り上げ車両）を手配すること。

【商談会について】

- 1 ターゲット国における訪日富裕層旅行者に対応した実績を持つ国内の訪日富裕層向け旅行会社の協力を得るなど、具体的な商談につながるよう配慮すること。また、必要に応じて、東北におけるFAM等への参加実績を有するなど、東北の観光に関する知見に基づいた説明が行える者を手配すること。
- 2 商談先のアポイントメントの取得に当たっては、ターゲット国を中心とした富裕層旅行関係者（30社）と十分な商談が実施できるよう配慮すること。
- 3 商談先にデータを提供するためのUSBメモリを準備すること。
- 4 商談先からの問い合わせ等に対応するため、インターネット環境を整えること。
- 5 商談用のPC（またはタブレット）やノベルティ等、必要と思われる物品を準備すること。
- 6 パンフレット等の現地への輸送費を計上すること。

【ワークショップについて】

- 1 開催場所の選定等に関しては事前に十分な打合せを行い、各州市の意見等を反映させること。
- 2 ファシリテーターや受付、会場準備等、必要なスタッフを手配すること。なお、ファシリテーターは富裕層向けの体験プログラム等について十分な知見を有する者を手配すること。

【報告会について】

- 1 北東北と南東北で各1回開催すること。なお、北東北会場は30人以上、南東北会場は50人以上を収容できる会場を確保すること。
- 2 集客について、各州市や東北観光推進機構の協力を得ながら、広く関係者に周知すること。
- 3 参加者に対し、今後の施策に資するアンケートを実施すること。
- 4 司会や受付、会場準備等、必要なスタッフを手配すること。

【考慮する目標数値および目指す効果目標について】

	考慮する目標数値		目指す効果目標数値	
海外旅行会社等 FAM トリップ	参加社数	10 社	旅行商品予約人数	50 人
国内旅行会社等による視察等	参加人数	10 人		
セールスコール	訪問社数	6 社		
ILTM 出展	商談社数	30 社		
インフルエンサー等招請	招請人数	1 人	発信情報 PV 数	60,000 回
体験型プログラム造成に向けたワークショップの開催	開催回数	6 回	体験型プログラム造成数	6 個
富裕層マーケット報告会の開催	開催回数	2 回	参加者数	80 人